

仕様書及び納品要領について（弁当）

1 品 名

白飯弁当

2 使用予定日

令和6年5月20日（月）

3 納品場所

陸上自衛隊幹部候補生学校 糧食班

4 規 格

- (1) 白飯320g以上
- (2) 真ん中に小梅、黒ごま。
- (3) 割り箸、おしづりを弁当1個ずつに包装とする。

5 条 件

- (1) 納入から4時間以上の消費期限を有すること。
- (2) 消費期限の表示があること。
- (3) 納入は、食品に直射日光が当たらないよう断熱し、保冷車を利用する等、運搬時の温度管理に十分留意すること。
- (4) 納品の度、発注数量に関わらず、検査用1個を衛生課、検食用2個を糧食班へ提出すること（無償）

6 適用範囲

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊幹部候補生学校で調達する弁当に適用
- (2) 本仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

仕様書及び納品要領について（精白米）

1 品名 精白米

2 総則

- (1) この仕様書は、陸上自衛隊前川原駐屯地において調達する精白米の規格等について適用する。
- (2) 定義
 - ア この仕様書における「甲」とは、契約担当官又は官側をいう。
 - イ この仕様書における「乙」とは、契約相手方をいう。

3 規格

- (1) 令和5年産、単一原料米、検査米2等以上、10kg入り。
- (2) 契約期間中は同銘柄を納品すること。
- (3) 異物（虫・着色粒を含む。）混入がないもの。
- (4) 米袋の材質は、透明又は乳白色ラミネート（レーザー孔袋）とし、圧着状態良好なもの。
- (5) 表示

米袋：品種、産年、産地、精米日、納入業者名、精米所の住所を記載

- (6) 納品時の添付書類

品質証明書1部

様式は、別紙（内容に準ずるものであれば、別様式でも可）

4 食品衛生検査

(1) 施設

精米作業は、衛生環境良好な主食用精米専用レーンを設けた施設（加工米用レーンを設けている施設にあっては、主食用精米レーンと完全に隔離されていること。）で行い、1回の工程で、複数の異物除去装置（ガラス選別機（色彩選別付）・色彩選別機・金属探知機の3機種は必須。）を用いて選別するものとする。

(2) 再検査

検査に合格した施設であっても、官側の要求があった場合は、再度検査に応じなければならない。

(3) 経費

検査に関わる経費については、業者負担を原則とする。

5 品質保証

(1) 納品時の保証

第3項に規定する規格外のものは交換とする。

この際、規格外のものが納品量の3%以上発生した場合は、納品分全数を交換とする。

(2) 納品後の保証

納品後、15日以内に第3項に規定する規格外のもの及び異物が確認された場合は、交換すること。

(3) 品質の確認等

ア 乙は、納品する精米の原料及び精米作業状況の確認等を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 甲は、単品種であるか等について検査が必要であると認めた場合は、納入後の米を検査機関に検査依頼する。

この際、当該検査に係る費用は乙側が負担する。

ウ 品質に疑義が生じた場合は、乙にその旨を通報した後、第三者機関に品種特定検査等を依頼する。なお、経費は全額乙負担とし、第3項に示す規格と異なると判定された場合は、既使用分も含めた納品全数を交換とする。

6 納品要領等

(1) 日 時

発注時に示す納品日とする。

(2) 遵守事項

ア 官側の指定する位置へ納品すること。

この際、官側は一切関与しない。

イ 米袋が破損しないようゴム付き軍手等を装着して、1袋ずつ運搬すること。

7 その他

この仕様書で完全に表現しえない事項については、信義誠実の原則及び商習慣に従い、良心的に納入するものとする。

品質証明書

下記記載事項について、相違ないことを証明する。

記

		納入米（精米）データ
精米日		
年 産		令和5年産
産 地		
銘 柄		
等 級		
水 分 (%)		
計 (%)	粉状質粒 及び被害 粒	
計 (%)		
着色粒 (%)		
碎 粒 (%)		
もみ (%)	異類穀粒及 び異物	
もみを除いたもの (%)		

検査者名 :

検査機関名 :

精米業者名 :